

自主防災組織等からの意見照会結果

資料3

	該当箇所	提出意見	回答案
1	1. 総則・災害予防対策編	<p>計画案には、「自主防災組織の育成に努める」などの記述があるが、下記を提言します。</p> <p>取り急ぎ、自治会版「災害発生時の初動マニュアル(防災マップ/一時避難場所設定などを含む)づくりを奨励し、そのうえで、訓練の実施、防災リーダー養成研修などを併行することが一層の効果が望める気がしてならない。</p> <p>人命救助などの『活動の第2段階』となる、校区災害対策本部の設置や避難場所運営体制の活動に推移する、それらの校区版「活動マニュアルづくり」の助言指導を担っていく必要があると考えます。</p>	<p>本市では、平成18年度末までに全ての小学校区で自主防災組織が結成されました。また、発災時の初動活動についても記載している自主防災組織活動マニュアルを自主防災組織ネットワーク会議で作成し、各校区に配布しています。このほかにも、平常時は地域において防災対策の普及・促進を行い、いざという時には救出・救助活動を行える人材を育成するため、平成22年度から枚方市地域防災推進員育成研修会を実施しており、5年間で540名の推進員の養成を目指しています。今後も、各校区において自主防災訓練や防災マップづくりなどの活動が活発に行われるよう、支援を行っていきます。</p>
2	1. 総則・災害予防対策編 4. 風水害等応急対策・復旧復興対策編	<p>【局地的豪雨(局所的集中豪雨)対策について】</p> <p>近年、局地的豪雨が各地で頻発している。平成12年9月の東海豪雨のように都市部では河川堤防の決壊などに至らない場合でも内水氾濫により甚大な被害が生じることがあり、枚方市における今年8月13日～14日の大雨もこうした都市災害の一つと捉えるべきである。また、歴史的に見ても枚方の治水は悪水(内水)との戦いであったことが水争いなどの史料に残されているところである。</p> <p>今回、示された枚方市地域防災計画(案)では、総則・予防対策編第3章第3節において、「風水害の原因となるものは、集中豪雨、台風等」とし、「想定される主な災害」として「低地の排水不良による浸水」を挙げているが、具体的な内水氾濫に至る災害の想定についての記述が無い。また、同編第4章第1節においても「近年頻発する風水害」とありながら、具体的な防災ビジョンが示されていない。</p> <p>一方で、同編第4章第4節第3では「市及び関係機関は、洪水又は内水氾濫による浸水被害の未然防止又は被害の拡大を防止するため、計画的な浸水対策の推進に努める」としているほか、風水害等応急対策・復旧復興対策編第2章第4節では、内水氾濫等による避難勧告・避難指示について規定しているところであり、全体として整合が取れていない。</p> <p>男山丘陵から大量の雨水が楠葉地区に流れ下る現実や、楠葉地区の内水が船橋川の下を樋で抜け、牧野地区の内水と合流してさらに穂谷川の下を樋で抜けているというような地理的条件を踏まえた災害想定や防災ビジョンを示すべきである。</p>	<p>今年の8月13日から14日にかけて本市を襲った大雨は、川越出張所で最大時間雨量108.5ミリを観測し、これまでの観測記録を大幅に上回るものとなりました。この大雨で市内の多数の住宅や店舗が床上・床下浸水する被害を受け、道路冠水や農地などにも被害が発生しました。このような集中豪雨は、いつどこで発生するのか予測することは非常に困難ですが、少しでも被害を軽減するため、市は国が示す10年に1回の確率の計画雨量(時間雨量54.4ミリ)に基づく下水道の整備に引き続き取り組むとともに、地上に降った雨を一時的に貯留する施設の整備を検討するなどの対策を進めます。また、浸水被害を最小限に抑えるため、様々な情報伝達手段を活用して迅速に防災情報をお知らせするよう取り組んでいきます。</p>

自主防災組織等からの意見照会結果

資料3

	該当箇所	提出意見	回答案
3	1. 総則・災害予防対策編ほか、全編を通じて	<p>【枚方市の取組姿勢について】</p> <p>現行の枚方市地域防災計画から変わっていない点ではあるが、例えば(案)の総則・災害予防対策編第4章第4節第1の河川改修において、「国・府管理の河川」については、「必要な対策を講ずる」「整備をする」と断定的であるのに対して、「市管理の河川」については、「緊急性の高いものから整備に努める」「変化に対応できるよう検討する」と明らかに及び腰な記述になっている。</p> <p>この点は、前述の箇所だけではなく、全編を通じて見受けられるところであるが、あくまで枚方市の計画である以上、しっかりとその取組姿勢を記述すべきである。</p>	<p>ご指摘のページについては、「防災上緊急性の高いものから整備に努める。」「出水状況の変化に対応できるよう検討する。」という表現を使っています。そのほかにも同様の表現を使っている部分については、今後、市として可能な限り前向きな表現となるよう見直しを行っていきます。</p>
4	1. 総則・災害予防対策編ほか、全編を通じて	<p>【枚方市消防団の再編について】</p> <p>現在の消防団の分団編成(10分団計47班)は旧の小学校単位(旧町村単位に近いもの)となっているが、班単位で見ると現在の小学校区(45校区)とかなり異なる配置になっている。</p> <p>近年、各小学校区単位に自主防災会が結成され、地域コミュニティによる防災体制が小学校区単位で構成される中で消防団との連携に微妙なずれが生じている。そこで、班編成を小学校区単位に再編してはどうか。</p> <p>消火活動のみならず、局地的豪雨の排水などにも消防団が活躍しており、消防団の拠点や器材、車両が地域の防災活動に円滑に活用できる体制を作るとともに、消防団の担い手確保も効果的だと考える。</p>	<p>枚方市消防団については、現在、地域ごとの10分団と女性分団を含めて11の分団があります。また、それぞれの分団は複数の班で構成されており、女性分団を除くと全部で47班体制となっています。各班の設立には長い経過があり、班を基本として出動体制を整えるなど消防団活動を行っているため、現在のところ各班をただちに小学校区単位に再編することは考えておりません。市では、さらなる地域防災力の向上を図るため、各校区で行われる自主防災訓練などを通じて、消防団と自主防災組織とのより一層の連携強化を図っていきます。</p>

自主防災組織等からの意見照会結果

資料3

	該当箇所	提出意見	回答案
5	<p>2. 地震災害応急対策・復旧復興対策編</p> <p>4. 風水害等応急対策・復旧復興対策編</p>	<p>1. 備蓄品について 現在、当防災会では、昨年度より備蓄(アルファ化米、乾パン、救急薬品、トイレ取替え製)を始めだした状況です…又、枚方市からは(ブルーシート、毛布、断熱シート)が配給されていますが…その他の8大重要物資を枚方市で備蓄するだけではなく各小学校に配給し、備蓄できる様をお願いしたい。</p> <p>1. 仮設住宅について 仮設住宅の設置は国が行うものと思っておりますが…いざという時の土地の確保を行ってもらいたい。 ※ 遠い他府県ではなく、できるだけ枚方市内でお願いしたい。</p>	<p>1. 重要物資の備蓄については、生駒断層帯地震の被害想定にあわせてアルファ化米などの備蓄を行っています。小学校への分散備蓄については、保管スペースの確保や保存年限に基づく入替えなどの課題について解決方法を検討した上で進めていきます。</p> <p>2. 地域防災計画では、市内の16ヶ所の都市公園を仮設住宅の建設予定地として記載しておりますが、災害の状況によっては不足することも十分考えられますので、市有地以外の官有地なども含めて可能な限り市内で土地を確保するよう努めていきます。</p>
6	<p>1. 総則・災害予防対策編</p>	<p>枚方市里山保全計画によると、東部地域の樹林地については、土砂災害の防止や多種多様な野生動植物の生息地景観形成など多くの面で重要な役割を果たしています。農地についても穂谷地区や尊延寺地区周辺では山間地の樹林地や棚田など良好な里山景観が形成されています。</p> <p>この里山を貴重な財産として保全継承していくために、地権者、市民、行政が協働して、取り組むとあります。24年8月の豪雨により、過去に例のない大きな被害が発生しました。当地では、高齢化が進みなかなか自力で保全継承していくことは困難だと思えます。今後予想される自然災害から里山を守る根本的な対策と同時に災害時に対応できる体制の整備を強く望みます。</p>	<p>私達の生活と里山が、かつてのような関わり合いを持たなくなった現在、里山をどのようにして保全継承していくかは、全国的な課題となっているところです。</p> <p>本市では、平成18年度に「枚方市里山保全基本計画」を定め、特に里山の樹林地において災害対策として砂防えん堤等を構築するのではなく、荒廃した樹林地を整備することにより地下水涵養機能を回復することで、土砂災害や洪水の防止を図ることとしております。</p> <p>里山にコンクリートの擁壁などを造成するのは里山の景観保全には望ましくなく、市民の方々の理解も得られないため、引き続き、地元権利者、行政とボランティア団体が連携し、少しずつ森を守る活動を進めていくのが最善と考えます。</p> <p>また、災害時の対応につきましては、樹林地の被害に関して地元役員と市(里山振興課)で連絡体制を構築しておりますが、その対応については、地権者等とも十分協議し、復旧に取り組めます。</p>

自主防災組織等からの意見照会結果

資料3

	該当箇所	提出意見	回答案
7	2. 地震災害応急 対策・復旧復興対 策編	<p>(提言)…この項に記述すべきか否か不明です。 住民への周知についての具体的案を作っておいたら如何でしょうか。</p> <p>枚方市から発信する住民周知情報を、「広報ホットライン」的にして、住民が災害復旧時に直ぐ目に付くようにしては如何でしょうか。具体的には、ホットラインのシステムを明確化して、被災地の住民が何を見れば、「枚方市が何を言っているのか」がわかるようにしてはどうかと考えます。</p> <p>このシステムに掲載する情報(住民が知りたい情報と市からの指示等)をある程度想定して準備しておく必要があります。 その例 : 不明者情報、安否情報、ライフライン情報、避難場所情報、被災状況情報、復旧情報、ボランティア等の支援状況情報</p>	<p>市民に提供しなければならない災害情報は、その内容に応じて市ホームページやひらかた安全安心メール登録者へのメール配信、エフエムひらかたやケーブルテレビなど様々な媒体を活用して情報発信に努めます。 また、避難勧告など緊急を要する情報については、防災行政無線、広報車、コミュニティへの連絡、戸別訪問などによりお知らせしていきます。</p>